

憲法改正と一体の議論を

小泉政権の統治期限がいよいよ迫ったときになって、国家百年の計ともいえる教育基本法改正の国会審議が、ようやく始まった。

ところが、今回提出された政府の改正案は、私もメンバーの一人だった中央教育審議会の教育基本法特別委員会が2003年3月、約4カ月の集中審議を経て提出した答申に比べて、大幅に後退した内容になっている。

自民党の有力政治家の中には、公明党と70回も与党間の協議を行い、ようやくまとまって教育基本法改正という懸案が実現するのだから、改正案に少々難点があったとしても、ここで国会を通して、郵政民営化と並ぶ小泉政権の功績にすればよいではないか、といった意見も強いようである。

しかし、教育という人間の原点に触れる問題、その教育が今日極めて危機的な状況にあるばかりか、国際社会でも日本はこれからの知的基盤社会のリーダーたり得ないので

はないか、と危惧する私としては、憂慮に堪えないものがある。

すでに知られているように、教育基本法の施行は、憲法に先立っていた。憲法は1946年(昭和21年)11月3

国家の在り方を忘れた教基法改正

日に公布され、翌年5月3日に施行された。一方、教育基本法が国会で成立したのは1947年3月25日、6日後の同年3月31日に公布され、即日施行されている。

戦後日本の新しい出発に先駆けて、占領軍マッカーサー司令部が憲法よりも先に教育基本法を施行させたのは、日本の武装解除とともに、日本人の精神の解除を行おうとしたからにはかならない。しかし、教育基本法ができたときには、すでに憲法はできていたのである。

だとすると、今回の教育基本法をめぐる論議も、本来は憲法改正の論議とともに、より大きな舞台ですべき事柄である。しかし、憲法改正の方

は当面及び腰になってしまっている。「憲法改正は大変だが教育基本法だけなら何とかやれそうだ」と着手した、その姿勢が問われなければならぬが、この点は言うまでもなく、教育の基本から大きく

においても、公明党のイデオロギーに振り回されてしまった。今回の政府案が中教審答申に比べて大きく後退している最大の原因は、ここにありう。

この点を、最も重要な争点において、最も重要な争点にこの国際社会を生きていくうえで極めて大切である」と述べていた。

正論



国際教養大学 学長・理事長 中嶋 嶺雄

乖離した政治的妥協なのだといえよう。

政府案は一種の言葉遊び

そのような政治的妥協に加えて、今回は政局的妥協が加わっている。つまり、自民党は小泉政権への国民の負託が大きかったにもかかわらず、政局上の必要から公明党に妥協・屈服し、教育の根本問題

である「愛国心」との関連で見ると、中教審答申は、問題をグローバル化が進めば進むほど、日本人としてのアイデンティティーが重要になると

するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」となっている。

むしろ中身濃い民主政党

「愛国心」は、確かに感情的価値を伴う厄介な概念ではあるが、民主主義と個人主義が制度的に保証されている今日のわが国においては、いさ

示すも政界再編の必要性

さかも問題がないのである。政府案のような文章であるならば、すでに国会論議で小泉首相自身が半ば認め、本紙の5月18日付主張「戦後見直し論議を深めよ」も示唆していたように、その「前文」で「日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統、文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求する」と明言した民主党の「日本国教育基本法案」の方が、文章も立派で中身も濃いものになっている。

いずれ憲法改正案へと議論がまともに進展することを私は期待しているが、教育基本法の改正をめぐる今回の事態は、わが国の将来のために、「愛国心」や靖国問題、さらには日米関係や日中関係、それに日本にとっても世界にとってもきわめて重要な台湾問題、といった国家や外交の基本的在り方の問題に真っ向から対応した政界の再編成がぜひ必要であることを、図らずも指し示したのであった。(なかじま みねお)